

第2節 地域経済産業グループ	159
1. 産業クラスター計画	159
2. 地域プラットフォームの整備	161
3. 新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)の整備	162
4. 地域の特性を活かした技術開発の推進	163
5. 地域経済研究会	165
6. 地域ブランド	166
7. 工業再配置政策	167
8. 工場立地動向調査	168
9. 地域再生本部	168
10. 都市再生本部	169
11. 工業用水道事業	169
12. 造水促進対策	171
13. PFI推進関連施策	171
14. 沖縄振興対策	172

第2節 地域経済産業グループ

1. 産業クラスター計画

(1) 経緯

経済産業省の地域経済産業政策では、1990年代前半まで、大都市部の工場等を地方部に再配置し、そこに産業の集積をすることによって地域の発展を図ることに主眼が置かれていた。しかし、1990年代後半になると、円高の進展や中国・アセアン諸国の台頭に伴い、工場が地方を飛び越えて海外へ流出し「地域産業の空洞化」に拍車がかかったため、かつてのように大都市部からの企業誘致に過度の期待を寄せることは困難になった。

一方、米国等においては、シリコンバレーに見られるように大学や研究施設の周辺から様々な新企業が誕生し、ハイテクベンチャーとして目覚ましい活躍をするようになった。イノベーションはこれまで大企業や巨大研究施設の内部から生み出されるものだったが、現在では大学等の研究機関や、中小企業・ベンチャー企業同士の自由な交流が、新しい技術やサービスを生み出すイノベーションのもう一つの源泉となっている。

こうした動きを背景として、従来型の企業誘致に重点を置いた地域経済振興が限界に達しつつある中で、新たに、各地域における人的ネットワークの形成を核としてイノベーションを創出する環境を整備することにより、国際競争力の強化と内発型の地域経済活性化を実現しようとする「産業クラスター計画」を打ち出した。

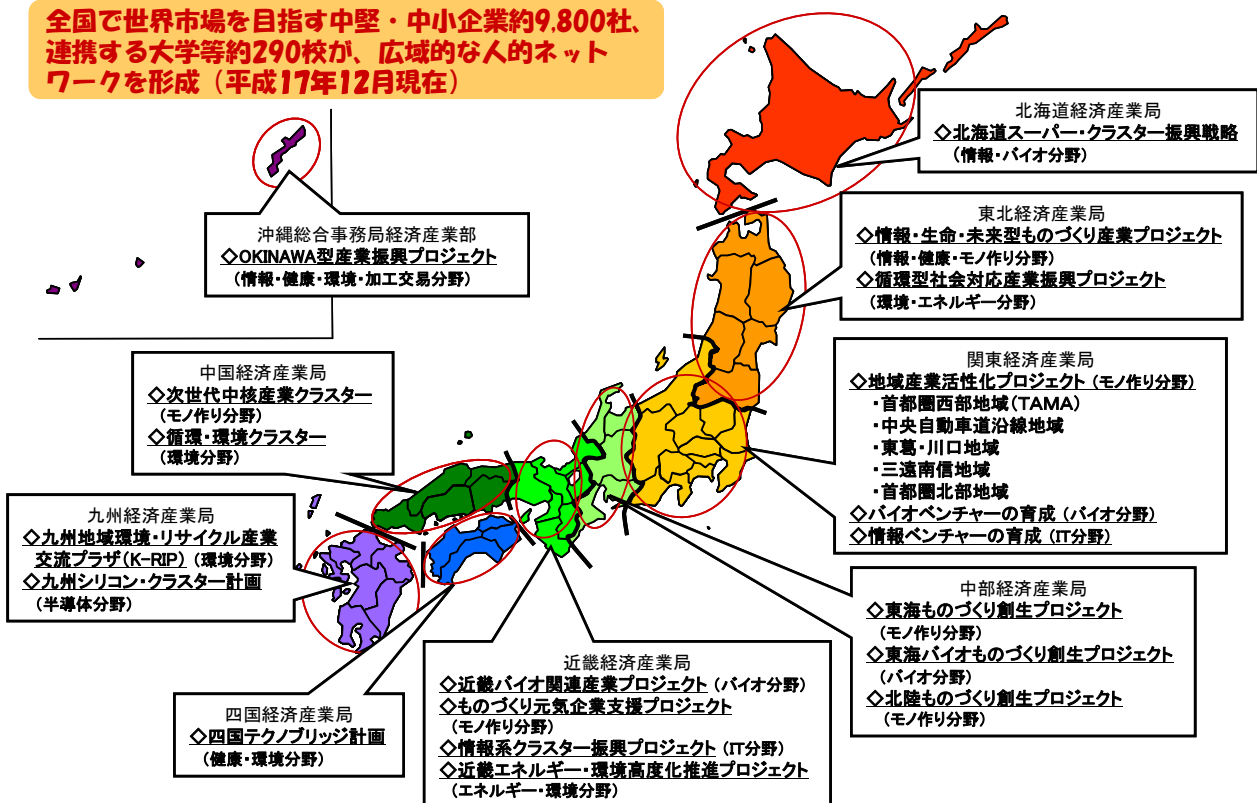
(2) 概要

経済産業省は、2001年4月から「産業クラスター計画」を開始し、全国19の広域的な地域・産業分野で、産業クラスター形成を目指すプロジェクトを推進してきた。

計画の推進に当たっては、地域の経済産業局（担当職員約350名）と民間の推進組織が一体となって、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業約9,800社や、290校を超える大学の研究者等と緊密な協力関係を構築し、地域における新事業展開を促進するため、地域の実情を踏まえて、産学官連携の技術開発プロジェクト、中堅・中小企業の技術開発支援、商社との連携による販路開拓等の支援策を総合的、効果的に投入している（参照図：産業クラスター計画）。

産業クラスター計画 19プロジェクト

全国で世界市場を目指す中堅・中小企業約9,800社、連携する大学等約290校が、広域的な人的ネットワークを形成（平成17年12月現在）



(3) 具体的施策と活動状況

(ア) 具体的施策

具体的には、次の施策により新事業展開を総合的に支援し、産業クラスターの形成を推進している。

(A) 産学官の広域的人的ネットワークの形成

- ・企業訪問、研究会・交流会・セミナー等の開催、コーディネーターによる産学間・企業間の交流連携促進等により、企業、大学、研究機関、自治体、商社等の広域的な人的ネットワークの形成を促進している。
- ・商社等とのネットワークを活用して、「産業クラスター計画」から生み出された製品の販路開拓を支援している。
- ・産業クラスターサポート金融会議との連携により、技術開発補助金等に対するつなぎ融資制度の創設、ベンチャーキャピタルによるファンド創設などによる支援を促進している。

(B) 地域の特性を活かした技術開発の推進

- ・地域における産学官共同による研究開発や、中堅・中小企業によるリスクの高い実用化技術開発を積極的に支援している。

(C) 新事業支援施設の整備等インキュベーション機能の強化

- ・大学発ベンチャーの起業や中小企業の新事業展開を促進するに当たって重要な大学連携型インキュベータ施設等、起業家育成施設（インキュベータ施設）の整備を実施・支援している。
- ・新事業支援施設の入居者に対して、起業ノウハウの提供等のソフト支援を行うインキュベーション・マネジャーを養成している。

(イ) 活動状況

(A) ネットワークの形成・拡充

2002年度までに産業クラスター計画のすべてのプロジェクトにおいて、ネットワーク形成を促進する推進組織が設立され、各地で新技術・新事業展開に取り組む地域の研究開発型企業と、大学研究者等との人的ネットワークの形成が促進された。また、2005年度には、推進組織と連携し、ネットワークの強化・拡充を図る支援機関（拠点組織）を選定した。

このように、計画開始当初からネットワークに参加

する企業・大学等の発掘と拡充に努め、参加企業では2001年度当初の約3,400社から2005年12月時点で9,800社に、参加大学では2001年度当初の約150大学から2005年12月時点で290大学へ増加した。

(B) 地域における実用化技術開発支援施策の拡充

地域において事業化を念頭においた実用化技術開発を促進するため、2002年以降、地域における実用化技術開発支援施策を拡充し、新事業・新産業の創出を促進している。

(C) 文部科学省等との連携

地域ごとに経済産業省、文部科学省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」を設置し、同協議会において、両省及び各機関の事業の密接な連携と調整を図っている（協議会数13か所）。また、地域の技術開発等の成果について文部科学省（知的クラスター創成事業）と合同成果発表会を各地で開催している（2005年度は13回開催）。

(D) 地域金融機関との連携強化

2003年3月28日に金融庁から発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「産業クラスター計画」を支援するため、「産業クラスターサポート金融会議」の設置が地域金融機関に要請され、2003年6月までに全国11ブロックで設置された。また、2005年3月に金融庁が発表した新しいアクションプログラム「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」においても、同会議の効果的な活用が掲げられており、引き続き金融庁等との連携を進めていく。

(ウ) 地方経済産業局による企業・研究者等訪問活動

地方経済産業局職員等が、企業経営者、大学教授等と緊密に意見交換を行い、技術開発ニーズの把握、産学共同の技術開発の働きかけ、企業の課題に対応した支援策の活用支援、専門家の紹介等を実施している。

(A) 企業訪問

- ・2001年度 延べ約4,200社
- ・2002年度 延べ約4,500社
- ・2003年度 延べ約4,800社
- ・2004年度 延べ約4,400社
- ・2005年度 延べ約14,300社
計約32,200社

(B) 研究者等訪問

- ・2001年度 延べ約1,600か所
 - ・2002年度 延べ約2,000か所
 - ・2003年度 延べ約1,800か所
 - ・2004年度 延べ約1,600か所
 - ・2005年度 延べ約2,900か所
- 計約9,900か所

(エ) 交流会、情報提供、連携促進事業

産業クラスター計画の推進組織、拠点組織により、各種セミナー、交流会等のイベントの開催、メールマガジン、ウェブページ等の活用による情報提供事業、コーディネーター等による連携促進等を実施している。

(A) セミナー等開催

- ・2002年度 273回開催
延べ参加人数 約69,000人
 - ・2003年度 311回開催
延べ参加人数 約55,000人
 - ・2004年度 367回開催
延べ参加人数 約52,000人
 - ・2005年度 1,042回開催
延べ参加人数 約55,000人
- 計約235,000人

(B) 交流会等開催

- ・2002年度 395回開催
延べ参加人数 約37,000人
 - ・2003年度 512回開催
延べ参加人数 約40,000人
 - ・2004年度 358回開催
延べ参加人数 約20,000人
 - ・2005年度 765回開催
延べ参加人数 約70,000人
- 計約167,000人

(C) マッチングセッション

- ・2002年度 114回開催
延べ参加人数 約26,000人
- ・2003年度 112回開催
延べ参加人数 約45,000人
- ・2004年度 123回開催
延べ参加人数 約25,000人
- ・2005年度 342回開催

延べ参加人数 約131,000人
計約227,000人

(D) ホームページアクセス件数

- ・2002年度 約1,650,000件以上
 - ・2003年度 約1,760,000件以上
 - ・2004年度 約2,100,000件以上
 - ・2005年度 約2,650,000件以上
- 計約8,160,000件以上

(E) 企業、研究者等訪問（コーディネーターによるもの）

- ・2002年度 延べ2,500件
 - ・2003年度 延べ2,800件
 - ・2004年度 延べ2,500件
 - ・2005年度 延べ6,500件
- 計約14,300件

2. 地域プラットフォームの整備

(1) 経緯

本事業の最初の根拠法「新事業創出促進法」が施行された1999年当時、我が国は戦後最大といわれる不況の中にあった。日本経済の活力を取り戻すためには、新たな事業を開始しようとするベンチャー企業や中小企業等を積極的に支援することにより、地域経済の自立的発展を目指すことが急務となっており、そのためには新事業創出のための事業環境（苗床）を整備する必要があった。こうして整備された新事業創出支援体制が地域プラットフォームである。

なお、2005年4月には、「新事業創出促進法」が廃止され、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に統合された。

(2) 概要

地域における新事業創出を加速させるためには、地域に存在する各種の産業支援機関（新事業支援機関）を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し、研究開発から事業化までの各段階において必要とされる、技術情報、資金、経営ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供する体制（地域プラットフォーム）を整備することが必要である。さらに、こうして形成された支援機関等のネットワークをベースに、今後は、大学・企業等の技術、人材、資金、情報の発掘、交流、連携により、ネットワーク機能

を高めていくことが重要である。また、より効率的・効果的な支援のために、特定の産業分野、企業の成長段階等により支援対象を絞り込み、集中的に資源投入を行うことが望まれる。

本事業は、地域産業資源を活用した新事業創出を促進するため、旧「新事業創出促進法」及び現行の「中小企業新事業活動促進法」に基づき、地域における新事業創出のための総合的支援体制の整備を図り、地域の自立的発展を支援してきたものである。

2006年3月現在、全国の都道府県・政令指定都市において、58の中核的支援機関、1,200の新事業支援機関が新事業の創出を支援している。

なお、三位一体の改革により、本事業に対する補助金は2005年度をもって廃止となった。

(3) 補助対象事業

次の事業において補助を行った。

- ・新事業創出支援のための体制・ネットワークの強化
- ・新事業支援機関の国際連携の構築
- ・産業支援人材の発掘・活用
- ・産業集積・技術シーズ等の発掘・活用
- ・起業家の発掘・育成、地域資源の交流・連携
- ・有望分野等における新事業創出を促進するための企画・調査
- ・ビジネス・インキュベータのソフト支援

(4) 地域プラットフォーム活動事例

- (ア) 新事業創出支援のための体制・ネットワークの強化
 - ・岡山県：支援機関間の情報交換の場（創業者支援専門部会開催）
- (イ) 起業家の発掘・育成、地域資源の交流・連携
 - ・仙台市：地域学術機関との産学マッチングの強力な推進（地域連携フェロー制度）
 - ・福島県：東日本全域を対象とした展示会、ビジネスマッチング等（うつくしまベンチャーマーケット）
 - ・京都市：起業に必要な知識の習得とビジネスプランのブラッシュアップ（京都起業家学校）
 - ・奈良県：創業実現へ向けたゼミや専門家による個別コンサルティング（やまとベンチャー夢実現支援事業）
 - ・香川県：有望事業化案件の東京等都市圏でのマッチング

の積極的実施（地域産業販路開拓コーディネート事業）

- ・山口県：起業を目指す女性を対象としたセミナー（やまぐち女性起業家スクール）
- ・福岡県：ベンチャー企業等の資金調達や販路拡大等を目的としたビジネスマッチング（フクオカベンチャーマーケット）
- (ウ) 有望分野等における新事業創出を促進するための企画・調査
 - ・群馬県：大学等研究機関や企業において事業化されていない研究成果の事業化実現可能性調査（商品化・事業化可能性調査事業）
 - ・神奈川県：産学官が連携したコンソーシアムで開発された製品の事業化調査（新規成長産業事業化促進事業）
 - ・岐阜県：技術的に優れたビジネスプランを有する製品の事業化可能性調査（ベンチャー企業事業可能性調査事業）
 - ・長野県：中小企業からの公募による商品化・事業化テーマの可能性評価（ベンチャー企業等商品化・事業化可能性調査事業）
- (エ) ビジネス・インキュベータのソフト支援
 - ・千葉県：インキュベータ入居企業に対する産学連携による共同研究の推進と新製品・新技術の開発による事業化支援（東葛テクノプラザインキュベート事業）
 - ・大分県：情報分野のベンチャー企業に対する研究開発から事業化に至るまでの一貫した総合的支援（大分県創業支援施設 i プラザインキュベート事業）

3. 新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)の整備

(1) 経緯

地域における内発的な経済発展を促進し、もって我が国経済の活性化を実現するためには、既存技術の更なる高度化を図るとともに、埋もれている技術シーズや新たな発想による新規事業の創出を促進していくことが重要である。

このため、新たな発想や技術シーズを活用した新事業の創出から、事業運営の安定化までの一連の流れを包括的に支援する機能を有した新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）を整備していく必要がある。

(2) 概要

新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）とは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設であり、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。また、ビジネス・インキュベータには、新事業育成専門家（インキュベーション・マネージャー：以下、「IM」と略す。）が配置される。IMは、事業経験の乏しい新規事業者に対し、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐ窓口としても機能し、また、そもそも何が問題か分からない新規事業者に対し問題点を指摘し回答を与えるなど、起業に係るワンストップ的な働きを行っている。

(3) 現状

2006年3月末現在、ビジネス・インキュベータは全国で420施設^{*1}が整備されている。

一方、ソフト支援の面では約3割のインキュベータでIMが配置されていないなど、人的支援体制の面では十分な状況にあるとは言えない。

今後、新事業の創出を促進し、雇用の拡大を図るためには、可及的速やかに、ハード、ソフト両面からの体制整備を行うことが喫緊の課題となっている。

インキュベーション事業は、低賃料の貸しオフィスや研究室を提供するとともに、入居者に対する法務、財務、マーケティング等の経営ノウハウ等を提供するもので、ハードとソフトの両面からの支援が不可欠である。

しかし、ハードとソフト両者の提供には相当の費用が掛かるため、利益を上げることが難しく、概して採算にのりにくいといわれており、公的支援を実施していくことが重要である。

※1：経済産業省調べ

(4) 施策について

1997年以降、新たな事業の創出を促進するためにビジネス・インキュベータ整備を推進している。整備事業には、独立行政法人中小企業基盤整備機構による整備事業と地方公共団体による整備事業がある。

(ア) 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるビジネス・インキュベータの整備状況

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、大学の知的資源を活用して新事業展開を行う者に対する支援施設の整備や、地域の産業資源を活用した新事業創出を支援する施設の整備を行うとともに、これらの施設において新事業展開のための総合的なサポートを行うことにより、地域における新事業創出の促進を図っている（参照図：独立行政法人中小企業基盤整備機構によるビジネス・インキュベータ等整備状況）。

<2005年度整備箇所>

- ・石川4大学連携型ビジネス・インキュベータ
- ・東京工業大学連携型ビジネス・インキュベータ
- ・同志社大学連携型ビジネス・インキュベータ
- ・浜松新事業創出型事業施設
- ・京都桂新事業創出型事業施設
- ・神戸新事業創出型事業施設

(イ) 地方公共団体等による新事業支援施設の整備状況

（参照図：新事業支援施設整備費補助金等によるビジネス・インキュベータ等整備状況）

(ウ) 新事業育成専門家養成等研修事業

ビジネス・インキュベーション事業に対するソフト支援として、新事業育成専門家養成等研修事業を実施している。

我が国においては、ビジネス・インキュベータにおけるIMが不足していることから、IMの養成を効率的に実施し、質の高いIMの増員・配置を図るべく、習熟段階別の4種の研修等を体系的に実施している。

4. 地域の特性を活かした技術開発の推進

(1) 経緯

我が国経済が当面の不況から脱し、中長期的に発展していくためには、不良債権問題の処理に加えて、経済・産業の活性化が不可欠であり、特に疲弊の激しい地域経済の再生が喫緊の課題となっている。このため、地域の比較優位性を活かし、地域を支え、世界に通用する新事業が次々と展開されていくことが必要である。

他方、今後の成長産業は、一般的に、斬新なアイデアに基づく新商品、新サービス、新技術の開発が不可欠なハイリスク・ハイリターン分野であり、地域産業・企業が、一者独力で必要な技術や人材・資金等を集め、事業展開して

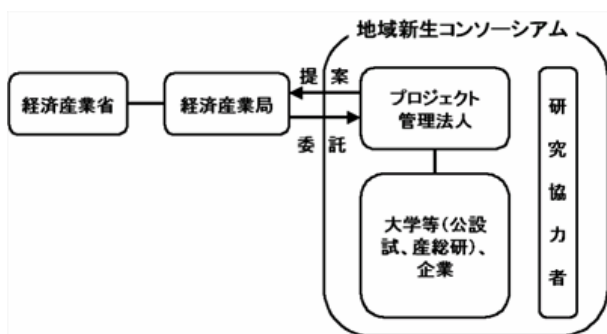
いくことは、極めて困難な側面がある。

したがって、地域の中堅・中小企業やベンチャー企業が、必要な技術・人材・資金等の経営資源を円滑に集めることができるよう、産学官の人的ネットワークを形成しつつ、特に成功の鍵となる実用化技術開発について、大学等の技術シーズを活用した産学官研究共同体制（コンソーシアム）による研究開発、地域の特性を活かした産業の創出に資する中堅・中小企業の実用化技術開発等の支援が必要である。

(2) 概要

(ア) 地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域において、新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施する。



図：地域新生コンソーシアム研究開発事業スキーム

表：地域新生コンソーシアム研究開発事業関係予算

	2004年度	2005年度
地域新生コンソーシアム研究開発事業	33.8億円	60.6億円
中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業	19.0億円	22.1億円
地域新生コンソーシアムエネルギー研究開発事業	60.4億円	53.1億円
計	113.2億円	135.9億円

(イ) 地域新規産業創造技術開発費補助事業

地域において、新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い実用化技術開発を支援する。



図：地域新規産業創造技術開発費補助事業スキーム

表：地域新規産業創造技術開発費補助事業関係予算

	2004年度	2005年度
地域新規産業創造技術開発費補助金（一般会計）	35.4億円	38.1億円
新規産業創造技術開発費補助金（特別会計）	25.7億円	25.7億円
計	61.0億円	63.8億円

5. 地域経済研究会

(1) 概要

日本における地域経済を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化、国・地方の財政制約、経済のグローバル化の進展などにより大きく変化しつつあり、地域経済の姿は、大きく変化していくことが予想される。

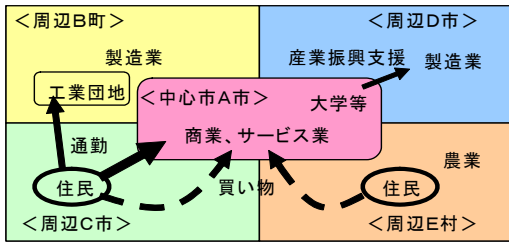
そこで、地域経済研究会（地域経済産業審議官の私的研究会）において、人口減少・少子高齢化の進展により、中長期的に日本における地域経済がどのように変わっていくのかを一定の仮定の下に、数量的にシミュレーションし、予想される環境変化を踏まえ、日本として目指すべき地域経済の姿や、それを実現するための政策の方向性について、議論・検討を行った。

本研究会は、2004年12月に、学識経験者・地方公共団体の長などの有識者を委員として設立され、全7回の開催の後、取りまとめ結果を2005年12月に公表した。

(2) 地域経済の将来推計について

地域経済をきめ細かく見ると、多くの場合複数の市町村から構成される「経済社会圏」を単位に成立している。この経済社会圏を一つの概念として、「都市雇用圏」と呼ばれる圏域を用いて推計を行った。

都市雇用圏とは、人口集中地区に1万人以上の人口が集中している市を中心市と捉え、その中心市へ就業者の10%以上が通勤している周辺の市町村を中心市と同じ圏域に含まれるものとして、経済社会圏を設定したものである。この定義に基づき、全国を圏域で分けると、全国には269の都市雇用圏が存在している。



図：経済社会圏

本研究では、これらの都市雇用圏ごとに、[1] 技術進歩などの生産性の向上が 1990 年代平均と同じ低い値で推移していくこと、[2] 将来人口が低位で推移すること、[3] 各地域における地域活性化のための取組は全く行われず、現状がそのまま放置されること、などの一定の仮定の下、2030 年の域内人口、域内総生産などを、計量経済モデルを用いて推計した。結果は次のとおりである。

- ・人口は、東京都市雇用圏を除くすべての都市雇用圏で減少する
- ・域内総生産は、大都市を中心とする 35 都市雇用圏を除くすべての都市雇用圏で減少する
- ・人口一人当たりの域内総生産は、多くの都市雇用圏で増加するものの、伸び幅は小幅にとどまる

表：2000 年から 2030 年における人口・経済規模の伸び率

	人口	域内総生産	域内総生産		生産額	
			就業一人当たり	人口一人当たり	域外市場産業	域内市場産業
東京都市雇用圏	+0.8%	+10.7%	+29.0%	+9.9%	+12.2%	+10.2%
政令指定都市の都市雇用圏	▲6.6%	+6.9%	+28.6%	+14.4%	+11.9%	+5.1%
県庁所在地の都市雇用圏(政令指定都市以外)	▲14.3%	▲3.2%	+23.8%	+12.9%	+0.6%	▲4.7%
10万人以上の都市雇用圏(県庁所在地以外)	▲10.2%	▲6.4%	+22.5%	+11.6%	▲6.6%	▲6.3%
10万人未満の都市雇用圏	▲24.6%	▲15.1%	+22.0%	+12.5%	▲14.8%	▲15.3%
都市雇用圏合計	▲9.2%	+2.6%	+27.3%	+13.0%	+3.6%	+2.2%

(3) 今後の地域経営の在り方について

前項の推計結果から分かるように、各地域が現状をそのまま放置し、地域活性化のための取組を行わなかった場合、今後、多くの地域において人口や経済活動が縮小することが見込まれる。

こういった課題を各地域が克服し、自立的な経済発展を遂げていくためには、各地域が地域資源を有効に活用し、地域ごとに個性的で効率的な地域経営を行っていくことが求められる。

地域経済研究会報告書においては、地域における効果的な地域経営に関して、次の 3 つの視点が重要であるとして、提案を行った。

- ・選択と集中による地域経営

- ・経済社会圏単位での取組
- ・総合的・計画的な地域経営

また、今後、地域におけるこのような取組を促進していくために国として行うべきこととして、[1] 複数市町村の連携による経済社会圏単位での総合的な地域活性化のためのビジョンのモデルケースの提示、[2] 経済社会圏単位での総合的・計画的な地域経営への取組が行いやすい環境整備などを提案した。

6. 地域ブランド

(1) 経緯

近年、地域振興策の一つとして、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの(自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等)関連性を有する特定の商品の生産又はサービスの提供を行う地域ブランドの取組が全国的に盛んになっており、こうした取組を支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まってきている。

このような取組は、一定の地域内において、特定の商品又はサービスの生産、販売又は提供に携わる者が協力し、地域名を付した共通のブランドを用いて生産、販売等を行うものであり、地域ごとの独自の創意工夫をもとに需要者の認知を高め、商品・サービスの差別化を図り、付加価値を高めていこうとするものである。

地域ブランドを商品・サービスに付すことは、それら商品・サービスの付加価値の源泉がその地域性にあることや、その地域の商品・サービスが他の地域の商品・サービスと差別化が図られたものであることをより効果的に需要者に発信しようとするものである。このような取組は、商品・サービスの付加価値向上を通じて地域産業の競争力強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて更に地域ブランドの価値を上げるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるものである。

(2) 政府内での地域ブランドの位置づけ

こうした中、政府においては、地域ブランドの形成・発信を促進していくことについて、「骨太 2004」(2004 年 6 月 4 日 閣議決定)、「新産業創造戦略」(2004 年 6 月 経

済財政諮問会議報告)、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(2004年5月27日 地域再生本部決定)の中で、それぞれ明記している。

○骨太 2004

(経済財政運営の基本方針 2004年6月4日閣議決定)

『新産業創造戦略』に示されたアクションプログラムを踏まえ、我が国の将来の発展を支える燃料電池等7つの戦略産業分野を育成するため、研究開発、人材育成、規制改革、環境整備を重点的に推進する。地域の資源を活かしつつ産業クラスター計画や知的クラスター創成事業を推進し、創造的な地域産業の再生を図る。その際、両者の統合的かつ円滑な運用や各クラスター間のネットワーク化を進める。また、コーディネーター制度について地域の実態とニーズに即した運用を行うなど顔の見える信頼ネットワークの充実、人材・技術のデータベース化支援など地域における産学官連携強化、地域ブランドの形成・発信等の重点施策を実施する。」

○新産業創造戦略(2004年6月 経済財政諮問会議報告)

「地域ブランドの存在は、外部に地域の魅力を印象付けることで、需要、優秀な企業や人材、投資資金を惹き付け、更に地域力を高めるという効果を持つ。地域コミュニティの協力によって、企業群が持つ高い技術力や信頼性をイメージさせる『地域ブランド』を作り上げ、対外的に発信してゆくことが重要である。このため例えば、地域ブランドの保護強化、集客交流等の分野での地域の魅力の発掘と対外的な情報発信、電子タグ等を利用したトレーサビリティ(生産・履歴の追跡体制)の確立、食品等の海外市場開拓への支援を実施する。」

○今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略

(2004年5月27日 地域再生本部決定)

「それぞれの地域における知恵と工夫の競争をサポートし、また、そうした競争を促進するための環境整備を行い、真の地域ブランド力の向上等につなげる。」

(3) 概要

地域ブランドの確立を通じた地域経済の振興を図るために、地域特性を活かした商品の開発、国内外における販路の開拓、ヘルスケアや集客交流などの新たなサービスの創出の支援等を行う。

具体的には、地域ブランドづくりの意識を喚起する地域

ブランドフォーラム事業(2005年度23回開催)や国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図る JAPAN ブランド育成支援事業等の地域ブランド関連施策を行ったほか、地域ブランドアドバイザーを派遣し、改正商標法による地域団体商標の登録を含めた地域ブランドの管理手法を助言した(2005年度26か所に派遣)。

また、2004年度に産業構造審議会商標制度小委員会で取りまとめた報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」を踏まえ、2005年通常国会に商標法の改正法案を提出、同年6月に成立した。

7. 工業再配置政策

(1) 経緯・概要

工業再配置政策は、新全国総合開発計画の構想を受け、大都市における公害問題の発生等過密のデメリットを解消しつつ、過疎問題を同時に解決すべく制定された「工業再配置促進法」を推進するための施策として、1972年に創設された。同政策は、「工業再配置促進法」に規定する移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新增設を、環境の整備・保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進することにより、工業の再配置を促進し、国民経済の健全な発展を図り、国民の福祉の向上に資することを目的としている。

「工業再配置促進法」では、工業再配置政策を展開するに当たり、全国を工業集積度の程度等に応じ、次の2地域に区分している。

(ア) 移転促進地域※

大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域として政令で定められている。

(イ) 誘導地域※

工業の集積の程度が低く、かつ人口の増加の割合が低い道県(27道県)及びこれらの県と接続し、かつ工業の集積の程度及び人口の増加の割合が、これらの県と同程度の市町村(701市町村)が指定されている。

※上記移転促進地域及び誘導地域以外の地域は法令において規定されておらず、俗称で「白地地域」と呼ばれている。

(2) 産業再配置促進費補助金制度

産業再配置促進費補助金制度は、「工業再配置促進法」に規定する移転促進地域等から誘導地域等への工場等の移転若しくは誘導地域において工場等の新增設が行われた場合、新增設工場等の床面積により計算される補助金を限度として、当該企業及び当該工場等の所在地を管轄する地方公共団体に対し、環境保全施設、防災保安施設、スポーツ施設、社会教育施設等の設置費用を交付することにより、地域社会との融和等に配慮しつつ産業の再配置を促進することを目的としている。交付要件としては工業団地、工場適地、工業等導入地区に工場等が新增設されることがある。当補助金制度には次の3種類が存在する。2001年度においては、自治体の選択肢を拡大するため、民間活力等の活用による効率的な社会資本整備等の方式(PFI方式)を採用することを可能とした。

- ・「産業再配置促進事業環境整備費補助金」(2004年度1.6億円、2005年度0.9億円)：企業が行う環境保全施設の設置等に係る経費の補助
- ・「産業再配置促進施設整備費補助金」(2004年度2.7億円、2005年度1.9億円)：市町村が行う社会教育施設、スポーツ施設等の設置に係る経費の補助
- ・「電源地域産業再配置促進費補助金」(2004年度27.0億円、2005年度23.4億円)：電源地域に存する市町村及び企業が行う環境保全施設、社会教育施設等の設置に係る経費の補助

8. 工場立地動向調査

(1) 経緯・概要

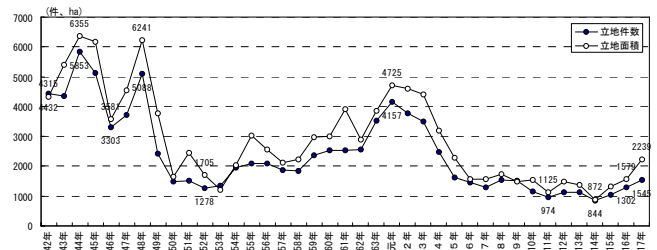
工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業、電気業(水力発電所、地熱発電所を除く)、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得(借地を含む)された1,000㎡以上の用地(埋立予定地を含む)を対象としている。

(2) 2005年工場立地動向調査の概要(速報)

(ア) 全国の工場立地の概況

2005年の全国の工場立地件数は1,545件で、3年連続の前年比2桁増加となった。また、工場立地面積は2,239haで、同じく3連続の前年比2桁増加となった。

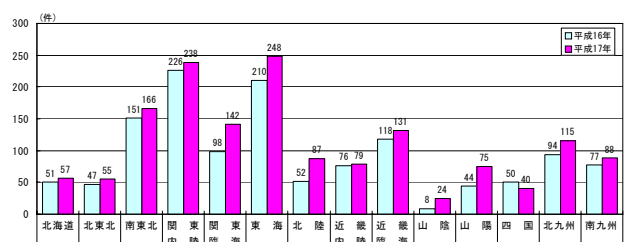
2005年は大半の業種で工場の立地件数が増加しているが、とりわけ、設備投資の活発な輸送用機械、金属製品、一般機械等の業種で大幅に増加しており、これらの業種での景気回復を反映したものとなった。



図：全国の工場立地の推移

(イ) 地域別の工場立地の概況

2005年の地域別の工場立地件数は、前年より増加した都道府県は31都道府県、減少した県は14県、変動が無かった県が2府県であった。工場立地件数では、群馬県95件、愛知県87件、静岡県85件の順に多かった。また、地域ブロック別にみると、東海248件、関東内陸238件、南東北166件の順となった。



図：地域別工場立地件数の年次比較

一方、工場立地面積では愛知県193ha、高知県140ha、茨城県128haの順となった。また、地域ブロック別にみると、東海429ha、関東内陸326ha、南東北252haの順となった。

(ウ) 業種別の工場立地の概況

業種別の工場立地件数を見ると、件数が多かった業種は、一般機械249件、食料品197件、金属製品186件、輸送用機械160件の順となった。一方、2003年から前年まで比較的好調に伸びていた電子・デバイスが前年比42.7%減、情報通信機器が同40.7%減と大幅に減少したことが特徴的である。

9. 地域再生本部

(1) 経緯・概要

2003年10月、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から、積極的かつ総合的に推進するため、総理大臣を本部長として地域再生本部が設置された。

同年12月、地域再生に関する基本的な考え方、地域再生の取組の方針、今後のスケジュール等について、「地域再生のための基本指針」が策定された。

当該指針に基づき、地方公共団体等から第一次地域再生構想提案が行われ、この提案をもとに、2004年2月、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容等について、「地域再生推進のためのプログラム」が決定された。

当該プログラムに基づき、地方自治体から地域再生計画の申請が行われ、これまでに346件の認定が行われた(2005年7月、同年11月、2006年3月認定)。なお、経済産業省関連においては、7件の地域再生計画が認定された。

10. 都市再生本部

(1) 経緯・概要

都市再生本部は、2001年5月の閣議決定に基づいて、総理大臣を本部長として設置され、その後、2002年6月の「都市再生特別措置法」の施行に伴い、法に基づく本部となった。都市再生本部では、「都市再生プロジェクトの決定・選択」「都市再生基本方針の策定」「都市再生緊急整備地域の指定」等の業務を行っている。開催は不定期であり、付議すべき案件が生じた段階で開催され、2005年度には2回開催された。

(2) 都市再生プロジェクト

都市再生本部において、2004年度までに18の「都市再生プロジェクト」が決定された。経済産業省では、都市における産業集積等の比較優位を活かしながら地域経済の活性化を図る観点から、プロジェクトの提案等を行ってきた。経済産業省関連のプロジェクトは次の7つである。

(ア) 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築

ゼロ・エミッション構想推進のための「エコタウン事業」について、エコタウン補助金で首都圏におけるプロジェクト等を強力に推進した。

(イ) 大阪圏におけるライフサイエンス国際拠点形成

経済産業省関連拠点としては、大阪大学彩都バイオインキュベータ(大阪府茨木市)、神戸バイオメディカル開発センター(兵庫県神戸市)等がある。

(ウ) 都市部における保育所待機児童の解消

商店街の空き店舗を活用した保育所等の設置を支援した。

(エ) 首都圏におけるゲノム科学の国際拠点形成

経済産業省関連拠点としては、技術開発支援センター(神奈川県横浜市)、クリエイションコアかずさ(千葉県木更津市)、産業技術総合研究所臨海副都心センター(東京都江東区)等がある。

(オ) 都市における既存ストックの活用

商店街の空き店舗を活用した保育所等の設置を推進した。【再掲】

(カ) 大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成

2004年4月に都市再生プロジェクトとして決定されたことを受け、大阪圏を生活支援ロボット産業の国際的拠点とし、経済再生を通じた都市再生を目指すこととなった。経済産業省では、次世代ロボットプロジェクト等により本プロジェクトの推進を支援した。

(キ) 都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開

2004年12月に都市再生プロジェクトとして決定されたことを受け、全国11のモデル地域が指定された。経済産業省では、これらの地域における省エネルギー対策、新エネルギー導入等の取組を支援した。

11. 工業用水道事業

(1) 経緯

(ア) 地下水取水規制と工業用水道

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のために地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地

域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしてきている。

(イ) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある経済発展のために均衡ある国土開発を行う必要があることから、道路及び港湾等と並んで工業用水道が産業インフラとして位置づけられた。このことから、1957年に産業基盤整備のための工業用水道に対しても補助を行うこととし、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担い、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(2) 概要

「工業用水道事業法」でいう工業とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(3) 現状

(ア) 工業用水の需要

2004年現在、工業用水の需要は、使用水量が145.9百万 m^3 /日、補給水量（新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量）が30.4百万 m^3 /日となっている。また、取水量ベース（2003年現在）で日本の水需要の約14%を占めている。

（参考）日本の水使用比率

農業用水	生活用水	工業用水
67%	19%	14%

出所：2005年度版 日本の水資源 国土交通省

(イ) 工業用水の回収率

回収率（工業用水使用水量に対する回収水量の割合）は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2004年には79.2%まで上昇している。

(ウ) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2004年現在、工業用水道が40.9%と最大の水源となっており、その他淡水が26.8%、地下水が25.7%、上水道が6.6%となっている。

(エ) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、次いでパルプ・紙・紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2004年現在、輸送用機械製造業（92.5%）、鉄鋼業（90.6%）、石油・石炭製品製造業（90.3%）、で、90%以上の水を循環して使用している。

(オ) 工業用水道事業の整備状況

2006年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は147であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが145とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は246であり、うち、6割弱に当たる136事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

工業用水道事業の給水能力は、全国で21.5百万 m^3 /日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.9%）、静岡県（同6.8%）、福島県（同5.9%）及び茨城県（同5.5%）が上位を占めている。

(4) 工業用水道事業費の補助制度

(ア) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域における工業用水道であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない事業や施設の老朽・劣化等安定給水確保のための事業の改築、さらに、I・C産業等足早な企業立地に対応した小規模工業用水道に対し補助を行っている。2005年度においては、継続40事業、新規3事業に対し補助を行った。

また、先行的に工業用水の水源確保を図る必要がある場合においては、当該多目的ダム等の建設費のうち、工業用水負担分について補助金を交付している。2005年度においては、継続4事業に対し補助を行った。

(イ) 水資源機構事業費補助

本来、工業用水道事業者に対し補助金を交付すべきところを、水源を独立行政法人水資源機構が建設を行っているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2005年度においては、継続4事業に対し補助を行った。

(ウ) 沖縄工業用水道事業費補助

沖縄の工業開発のための基盤整備の一環として、沖縄における工業用水道の整備事業に対し補助を行っている。沖縄の特殊事情を考慮して、高補助率が適用されている。2005年度においては、継続2事業に対し補助を行った。

12. 造水促進対策

(1) 経緯・概要

水は国民の生活や産業活動に不可欠な資源であり、安定的な供給や水資源の確保は我が国の健全な発展を支える上で重要な課題である。一方、ダム等の水資源開発はダム適地の減少、補償交渉の難航等により、工期が長期化する傾向にあり、中長期的には水需給のひっ迫が懸念されている。

こうした中で、新たな水源として期待される海水淡水化、下水・産業廃水の再生利用等造水促進対策については、気象条件に左右されず、渇水対策としての活用も期待されることから、その技術開発を進めるとともに、その導入基盤の整備に努めている。

(2) 造水関係施策

(ア) 廃水処理及び循環型利用の向上等に関する施策

(A) 省エネルギー型廃水処理技術開発（2001年度～）

健全な水循環系の確立と水資源の有効利用の促進を図るため、高濃度オゾンを活用することにより、廃水処理に要するエネルギー使用量の削減を図るとともに、近年問題となっている廃水中の環境ホルモン等、難分解性有害化学物質の分解・除去が可能な廃水処理技術を開発する。

(B) 環境対応型工業用水循環利用向上技術に関する研究協力（2001年度～）

タイ王国における工業用水としての地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下問題及び深刻な水不足問題に対処するため、膜分離技術を用いて再生処理した工場廃

水を製造工程で循環・再利用するための技術の確立等を行う。

(イ) 海水淡水化事業の概要（国際水資源協力）

(A) 産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業（2003年度～）

中東産油国では水インフラに係る負担は莫大であり、各国とも効率的で低コストの技術を必要としている。これまで中東産油国では、火力発電所に併設される蒸発法を中心に海水淡水化技術が普及してきていたが、近年、蒸発法に逆浸透法を組み合わせた低コストのハイブリッド方式海水淡水化システムに対する関心が高まってきている。しかし、塩分濃度が高く、汚染も進んでいるアラビア湾においては、原水の前処理やシステムの運用に高度なオペレーションが必要となるため、逆浸透法海水淡水化システムへの信頼性が低く、ハイブリッド方式が普及し難い原因となっている。

このため、本事業では、カタール国に我が国の技術による逆浸透法海水淡水化システムの実証プラントを建設し、運転研究、技術者招へい等の研究協力事業を実施する。また、これら研究協力事業を通して、アラビア湾における逆浸透法海水淡水化システムの安定性を実証し、ハイブリッド方式海水淡水化システムの有効性を検証するとともに、同国への逆浸透法及びハイブリッド方式に関する技術移転等を行い、同国水資源の安定供給確保及び両国間の関係強化を図る。

(B) 中東水資源協力推進会議

中東諸国からの水資源関連の様々な協力要請に対して適切かつ効率的に対処するため、〔1〕中東地域の水資源問題の現状把握、〔2〕日本の民間企業がビジネスとして同地域に関与する方策の検討、〔3〕中東各国からの水資源問題に関する具体的な協力要請への対応策の検討、を目的として、2001年度、(財)中東協力センター内に「中東水資源協力推進会議」が設置された。

13. PFI推進関連施策

(1) 経緯

公共事業分野へのPFI手法による民間活力の導入は、効率的な施設の整備・維持管理及び質の高い公共サービスの提供を通じて、財政負担の軽減、民間企業の事業機会の拡大等、極めて大きな効果が期待されている。今後の我が

国における経済構造改革、財政構造改革に資するものであり、経済産業省においても公共分野へのPFI手法の積極的な導入に向けて次のような取組を行っている。

(2) 概要

(ア) 財政投融资

PFI事業者の資金調達ニーズに対する支援措置として日本政策投資銀行の財政投融资を講じ、PFI事業の推進を図った。経済産業省所管分野のPFI事業に対して、2005年度は3件、49億円、2001年度から2005年度までの累積で12件、148億円の融資が行われた。

(イ) PFI手法導入のための調査研究事業

経済産業省所管の公共施設へのPFI手法導入促進のための調査研究を継続実施した。

(ウ) 地方公共団体等への普及・啓発事業

地域における公共事業分野へのPFI手法の導入促進のためには、PFIに係る理解の促進を図ることが極めて重要である。このため、全国各地域において、地方公共団体、民間企業を対象としたセミナー・シンポジウム等を積極的に開催した。2005年度においては7か所（東北、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）で開催した。

1.4. 沖縄振興対策

(1) 概要

沖縄では1972年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と3次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

沖縄本土復帰30周年に当たる2002年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいえるべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

(2) 「沖縄振興特別措置法」

経済産業省は、2002年4月1日に施行された「沖縄振興特別措置法」の制定に内閣府と共に取り組み、次のような施策を盛り込んだ。

(ア) 国際情報特区構想の実現に向けた情報通信産業振興地域の強化

- ・情報通信産業特別地区の創設
- ・情報通信産業振興地域の対象業務及び対象設備の拡充

(イ) 産業の総合的な振興支援の強化

- ・特別自由貿易地域等における保税許可手数料の軽減措置の対象を拡充（保税展示場、総合保税地域）

- ・工業等開発地区を発展させ、産業高度化地域制度を創設

(ウ) 沖縄型重要産業分野の中小企業発展支援

- ・「中小企業経営革新支援法」の特例

(エ) 国際ショッピングモール構想等観光振興支援

- ・沖縄型特定免税店の空港外設置
- ・観光振興地域の地域指定要件の緩和及び対象施設要件の緩和等

(3) 2005年度の具体的な取組

(ア) 沖縄特別振興対策調整費を活用した事業

2002年7月に「沖縄振興計画」が策定されたことを踏まえ、同計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施を図るための事業を実施した。

(A) 「美ら島ブランド」創出の推進

地域を支える各産業間の連携を深め、地域経済を活性化していくため、市場ニーズに対応した魅力的な特産品「美ら島ブランド」の創出を目指すこととし、「美ら島ブランド塾」を開設することにより、生産から販売まで一連のノウハウを備えた人材を育成する事業を実施した（2003年度から事業開始、2005年度総事業費約94百万円、うち約75百万円を国が補助）。

(B) IT高度人材育成

高度な情報通信技術を有する人材を育成するための研修事業を総務省と共同で実施した（2002年度から事業開始、2005年度総事業費約188百万円、うち約150百万円を国が補助（約75百万円を経済産業省が補助））。

(C) 高度経営人材育成

沖縄県外に市場を拡大しようとする沖縄県内企業の経営能力を高め、国内外での市場競争力強化を図るた

め、経営人材の育成を行う事業を実施した（2003年度から事業開始、2005年度総事業費約39百万円、うち約31百万円を国が補助）。

(D) バイオベンチャー企業研究開発支援

バイオベンチャーの立地促進を図るため、バイオベンチャー企業の研究開発を支援した（2004年度から事業開始、2005年度総事業費約635百万円、うち約508百万円を国が補助）。

(E) ベンチャービジネスサポート

沖縄の地域特性を生かした新規事業創出の促進を図るため、全国から公募したビジネスプランを対象に徹底したインキュベーションを行う事業を実施した（2005年度総事業費約87百万円、うち約69百万円を国が補助）。

(イ) 沖縄北部特別振興対策事業費を活用した事業

普天間飛行場移設先となる北部地域について、地元からの要望等を踏まえて次の事業を実施した。

(A) 名護市産業支援センター施設整備

北部地域の産業振興の拠点を形成し、新事業の創出や既存産業の振興を図るため、産学官が連携した産業支援機能等を有した施設を整備した（2005年度総事業費約919百万円、うち約827百万円を国が補助）。

(B) 北部地域生物資源活用型健康産業に関する事業化可能性調査

北部地域の生物資源を活用した産学官連携による独自の健康産業クラスター創出に向けた調査を実施した（2005年度総事業費約10百万円、うち約9百万円を国が補助）。

